

● 宅地建物取引業免許（新規）申請から免許証交付までの概要と流れ（愛知県知事免許の場合）

● 免許申請書の様式の入手

免許申請書の様式は、以下の方法で入手することができます。

- ① 都市総務課建設業・不動産業室の Web ページからダウンロード。
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/menkyo-dl.html>)
- ② 愛知県自治センター2階の売店で購入。
- ③ 宅地建物取引業協会（宅建協会、全日）の窓口で購入。

[免許申請書の様式入手に関する問い合わせ先]

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ(免許担当) 052-954-6582(ダイヤルイン)
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会(宅建協会) 052-522-2575(代表)
公益社団法人全日本不動産協会(全日)愛知県本部 052-241-0468(代表)
愛知県自治センター2階売店 052-954-6865(ダイヤルイン)

● 免許申請書の作成・添付書類の収集

入手した免許申請書に必要な事項を記入し、添付書類を取りそろえてください。記入例を参考に作成してください。

● 免許申請書及び添付書類の提出

建設業・不動産業室窓口に提出してください。（郵送不可）
その際、以下の点に留意してください。

- ① 免許申請書及び添付書類について、あらかじめ、一式
副本（コピー可）を作成し、正副2部お持ちください。
- ② 申請には手数料（愛知県収入証紙33,000円）が
必要です。

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室不動産業グループにおける申請等の窓口

- 申請窓口 愛知県自治センター3階 北奥
- 受付時間 9:00~11:30、13:00~16:30（平日のみ）

※詳細は当課の Web ページをご覧ください。
(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>)

● 補正及び再提出

提出書類に不備・不足がある場合、補正のうえ再提出してください。

● 受理

提出書類に不備・不足が無ければ、窓口で正本を受理し、副本に受領印を押して返却します。
副本は、申請者において、申請したことの証明及び更新申請等の参考として保管してください。

[宅地建物取引業保証協会へ加入する場合]

● 宅地建物取引業保証協会への加入準備手続

宅地建物取引業保証協会（2団体）に加入する場合は、県での審査中、並行して加入の準備手続を進めてください。

- ・(公社) 全国宅地建物取引業保証協会愛知本部
- ・(公社) 不動産保証協会愛知県本部

● 審査

提出書類をもとに、新規の審査を行います。

※ 審査期間：受理してから 30 日~50 日程度

<主な審査事項>

- ① 宅建業法第5条に定める欠格事由の有無
(宅建業法違反歴、犯罪歴、破産、制限能力、暴力団員該当等)
- ② 常勤義務を課された者の常勤性確保の有無
(代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士)
- ③ 事務所の状況・・・など

● 免許の通知

審査を通過した申請者に対して、その旨ハガキにより通知します。

● 宅地建物取引業保証協会への加入

宅地建物取引業保証協会に加入してください。加入後、「社員加入報告及び弁済業務保証金供託届出書」が交付されます。

● 営業保証金の供託

主たる事務所を所管する法務局にて、営業保証金を供託してください。供託後、「供託書」が交付されます。

● 宅地建物取引業免許証の交付

以下の書類等を窓口にお持ちください。窓口で必要な手続が済み次第、免許証を交付します。

- ・免許の通知（ハガキ）
- ・免許申請書の副本
- ・宅地建物取引業保証協会に加入した場合：「社員加入報告及び弁済業務保証金供託届出書」（原本）
- ・法務局に供託した場合：「供託書」（原本及びその写し）

<注意>

- ここに記載されているもののほか、免許の通知(ハガキ)に個別の指示等を記載する場合がありますので、この場合はその指示等に従ってください。